

平成17年第3回潟上市議会定例会会議録（第2日）

○開 議 平成17年12月 8日 午前10:00

○散 会 午後 1:41

○出席議員（49名）

1番 二 田 功	2番 菅 原 伊佐美	3番 千 田 正 英
4番 鑑 則 夫	5番 佐 藤 富 夫	6番 菅 原 勉
7番 吉 田 義 雄	8番 門 間 兵一郎	9番 児 玉 春 雄
10番 佐々木 松 雄	11番 千 種 清 一	12番 佐 藤 昇
13番 大 谷 貞 廣	15番 富 樫 鉄 蔵	16番 佐 藤 義 久
17番 淡 路 五十一	18番 藤 原 幸 作	19番 鎌 田 久
20番 伊 藤 金 英	21番 村 井 政 克	22番 佐 藤 正 信
23番 後 藤 一 志	24番 伊 藤 博	25番 佐 藤 忠 悦
27番 菅 原 久 和	28番 佐 藤 恵佐雄	29番 菅 原 養太郎
30番 西 村 武	31番 奈 良 与三郎	32番 成 田 進
33番 菅 原 市 郎	34番 土 肥 茂 宏	35番 鑑 仁 志
36番 武 藤 守	37番 小 林 友 明	38番 藤 原 幸 雄
39番 佐 藤 傳一郎	40番 嶋 田 満 雄	41番 菅 原 俊 雄
42番 大 澤 一 義	43番 鈴 木 組 子	44番 堀 井 克 見
45番 佐 藤 幸 孝	46番 藤 原 典 男	47番 伊 藤 栄 悦
48番 徳 原 恭 一	49番 菅 原 権 悦	50番 阿 部 幸 基
51番 門 間 英 也	52番 赤 平 末次郎	

○欠席議員（1名）

26番 澤 井 昭二郎

○欠 員（1名）

14番

○説明のための出席者

市長	石川光男	教育長	小林洋
総務部長	大越宏	企画部長	鑑利行
産業建設部長	伊藤賢志	市民生活部長	菅生一也
福祉保健部長	門間鋼悦	教育次長	千種肇
総務課長	鈴木公悦	総合政策課長	鈴木司
財政課長	澤井昭	税務課長	伊藤正
産業課長	山口義光	建設課長	鈴木利美
都市整備課長	鎌田洋一	会計課長	櫻庭新悦
収納課長	中泉作右衛門	追分出張所長	櫻庭久俊
財政課長待遇	三浦喜博	下水道課長	藤原貞雄
水道課長	小林健一	総務学事課長	佐藤磐
市民課長	宮田隆悦	社会福祉課長	児玉俊幸
農業委員会事務局長	鈴木久雄	幼児教育課長	田仲茂隆
生活環境課長	鈴木鋼生	健康課長	川上秀佐男
生涯学習課長	丸谷昇	スポーツ振興課長	根一
国体事務局長	菅原徳志	高齢福祉課長	門間裕一
飯田川庁舎総合窓口センター長	山平東	昭和庁舎総合窓口センター長	佐々木博信
天王庁舎総合窓口センター長	伊藤清孝		

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	肥田野耕二	議会事務局課長待遇	伊藤正吉
--------	-------	-----------	------

平成17年第3回潟上市議会定例会日程表（2日目）

平成17年12月8日 午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長（赤平末次郎） おはようございます。

ただいまの出席議員は49名でございます。26番澤井昭二郎議員は欠席、25番佐藤忠悦議員は少々遅れるとの通告がございます。

これより平成17年第3回潟上市議会定例会を開会致します。

なお、教育委員会の佐藤総務学事課長及び根スポーツ振興課長の両名が交通安全反射材贈呈式が行われるため、欠席となっております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ皆様のお手元に配布してあるとおりでございます。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（赤平末次郎） 日程第1、議員の一般質問を行います。

本日の発言の順序は、通告順に50番阿部幸基議員、18番藤原幸作議員、6番菅原勉議員、7番吉田義雄議員、27番菅原久和議員の順序に行われます。

なお、制限時間は、答弁を含めて60分とし、質問は最初は発言席において発言し、再質問は自分の席にてお願い致します。

◇50番阿部幸基議員の発言を許可します。50番阿部幸基議員。

○50番（阿部幸基） 50番の阿部幸基です。このたびの第3回の12月定例市議会におきまして一般質問を行うものであります。

市長はじめ担当部長より明解なご答弁をお願い致します。

第1の質問は、安心安全で高品質のブランド米生産の農業ビジョンと春先の草・土焼きでのカメムシの駆除対策について質問を行います。

潟上市の今年の米の出荷量は、当初の生産目標12,560トンに対して、約10,400トンの82.8%の出荷率となり、政府からの仮渡金も60キロ当たり約1万2,000円と低下、このたびの17年産米の第6回入札の結果でも、あきたこまちの平均落札価格が1万4,954円と、前年同期と比較して896円安い1万5,000円を切りました。

お米を作る農家の皆さんは、この低米価では生産に係る経費よりも下回り、来年に向けての生産意欲がわかないと嘆いている声が聞こえております。

この状況下で農林水産省は、11月25日に来年度の18年米生産目標の数量を発表致しました。全国生産目標の数量は、17年産米より26万トン少ない825万トンに決定し、各都道府県に配分致しましたが、このことにより秋田県の生産目標は17年産米から5,380ト

ン少ない49万7,290トンが配分されました。米改革で作る数量が配分方式になりました16年産米以来、面積に換算して約900ヘクタールの減反面積に匹敵致します。この配分方法は、売れる米作りを加速させるため需要実績を前年の6割から9割に高め、安心して安全な良質の米作りのあり方を将来に向けたビジョンとして位置づけているように伺われます。

また、米を取り巻く関係者の談話でも、「売れる米作りの取り組みが評価された」、「生産販売への強化へつながる」などの談話がマスコミのコメントとしてあります。

しかし、今申し上げましたように米の取り巻く状況は厳しいものがあり、若い担い手でありませ後継者を自信を持って育てていく環境づくりには、ほど遠いのが現実ではないかと思えます。

潟上市の第1次産業の就業人口は、平成7年で1,685人の9.8%、10年後の今年17年は、今年であります1,128人の6.3%、さらに10年後の見通しは686人の4%となり、この数字を見ても後継者不足が懸念されます。

その反面、1人当たりの水田耕作面積は約3.17ヘクタールと増加し、さらに大型機械化により農家の負担が増加していくことが心配されます。

合併協議会で確認しています新市の建設計画では、要約しますと、「潟上市の基幹産業である農業は安定した農業経営による農業の自立を目指す。認定農業者、新規就農者、集落型経営体農業法人などの多様な担い手を育成し、ほ場整備の推進で農地の集積を進め、合理的で競争力のある産地作りを進め、米の需要の変化を的確にとらえた安全で高品質なブランド米を確立する」と地域水田農業ビジョンを掲げております。新市の建設計画でいう安全で高品質なブランド米を確立するとは、何を意味しているのか。また、具体的な農家の経営を安定させる潟上市の独自の施策があるのか、市長ならびに担当部長に伺います。

また、私のご提案であります、私の稲作体験を踏まえてご提案を申し上げます。

1つは、昭和25年に農林物資規格法でスタートしましたJAS制度を利用したの無農薬・無化学肥料での有機米の生産と販売への取り組み。

2つは、秋田県特別栽培農産物認証制度の活用による特別栽培米の生産と販売への取り組み。これは農薬2分の1以内、化学肥料2分の1以内で、堆肥による土作りを基本に、米をはじめ大豆、野菜38種類、果物にも対象になります。

2つのご提案は、人・環境・地球にやさしい農産物の生産確保を目標に、厳格な検査

を受けた米・野菜などに対する認証票が貼られて販売されております。

秋田県内では、J A S制度の有機米を含む農産物の耕作面積は715ヘクタール、特別栽培米を含む農産物の耕作面積は4,665ヘクタールであると秋田県農林水産部秋田ブランド推進班の担当者から伺っております。

私は、北海道の農業高校を卒業しておりますので、人・環境・地球にやさしい農産物の生産こそが、過去・現在・未来にわたってすべての生物の食生活に大切であることを日ごろ思っております。

また、流通の面では、大手量販店がプライベートブランドとして取扱量を現在拡大しております。安心して食事ができることで外食産業の消費など、需要がさらに拡大する傾向であり、特に減農薬、減化学肥料への取り組みは当たり前のこととなる可能性があると私の稲作体験でも強く感じられておりますし、いろいろな販売されている方々の話を聞いても将来の方針はこういうことになっていく、農家の方々、一生懸命頑張っていたきたいという声が聞こえてきております。

しかし、病虫害、ヒエ等の雑草の防除などの栽培の難しさが生産者サイドの不満としてありますが、生産向上のための技術、経営面においては先進地の実証実験や消費者への普及PR、認知度の向上に努めることによって改善されていくものであると思います。

先ほど申し上げました新市の地域水産農業ビジョンにも掲げておりますように、安全で高品質のブランド米の確立、お米作りをして良かったと若い担い手の後継者が育つ、環境づくりのためにも私が今ご提案を申し上げます有機米J A S制度と秋田県特別栽培米農産物認証制度を活用できるような方策を平成16年2月26日の合併協議会で農業振興地域整備計画並びに地域水田農業ビジョンについて、新市において新たに策定するとうたっております。この点について考慮し、検討して明記していただきたいことを質問致します。市長はじめ担当部長、課長よりご見解を伺いたいと思います。

また、市長の行政報告の中で、昭和・飯田川地区の1等米の比率が極端に低い状況になっているとの報告でした。その原因としては、カメムシを主とした着色粒の根粒による品質の低下ではないかと言われましたが、いろいろと農薬を使ってなど防除の方法がありますが、私の提案は、表題にも書かれております特に被害の多いところには、春先に草・土焼きを行い、灯油かプロパンのガスバーナーなどで焼く方法はどうかと思えます。これは私も3年間、そういう農家の方々のやっているのを経験、体験させていただいております。大変根気のいる仕事ですが、害虫はとっても賢く、よく学習を自然界の

中で行っています。農薬に対する免疫力を高め、さらに力強く生きる力を持っているのが自然界の生物であります。私のささいなご提案ですが、農家の方々と協議の上、検討していただきたいと思います。この点についてご見解を伺います。

第2の質問は、公共下水道・農業集落排水の整備のない地域に市町村型の合併処理浄化槽の推進を図る対策について質問を致します。

下水道普及事業についての新市の建設計画は、公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽の施設により、市内の各地域・地形に合った汚水処理施設の整備を進めるとともに供用開始地域では加入率の向上を図り、環境改善に努めていると思います。

私は、今申し述べた計画に基づいて、現在、潟上市の下水道の普及状況は、秋田県全体と比較してどのような状況になっているかを調べてみました。平成16年度末現在の秋田県建設交通部下水道課で調べた市町村別生活排水処理施設の普及状況のデータに基づいてお話をしたいと思います。

旧昭和町地区、処理人口が6,598人、76.9%、旧飯田川町地区、処理人口が4,788人、97.1%、旧天王町地区、処理人口は18,288人、81%、潟上市では処理人口29,674人の82.2%に達成状況であります。大潟村、井川町、八郎潟町、秋田市に続いて全県第5位の普及状況であります。

また、八郎湖の水質環境を考えたとき、八郎湖周辺市町村では男鹿市が55.5%、五城目町が61.3%、このたび合併致します三種町が73.2%であり、潟上市より下水道の普及が遅い状況であります。

また、水洗化の状況も隣の井川町の下水道普及率99.9%に対して水洗化率は約80%、潟上市では下水道普及率82.2%に対して74.8%であります。

今申し上げました数値を参考にしても、市民の皆さんの懸案であります八郎湖の水質改善と環境保全にはもう一つの努力が必要ではないかと考えるものであります。

また、この3年間の下水道普及事業の進捗状況は約2%ぐらいの進捗であり、今後の下水道普及が必要な処理人口6,428人をクリアするためには、どのような下水道普及とともに水洗化を進めていくのか、その立案を伺いたしたいと思います。市長ならびに担当部長、課長からご答弁をお願い致します。

また、今年度より新規事業として、公共下水道事業並びに農業集落排水事業から地理的にも、またコスト的にも割高になる地区、すなわち公共下水道・農業集落排水の計画区域から除かれた空白地区への対策として合併処理浄化槽事業を開始しております。特

別会計も設けて、市町村設置型方式を行うこととなっております。

この合併処理浄化槽事業は、そもそも個人設置型を進めてきておりましたが、平成6年に当時の厚生省は、市町村が事業主体となって合併処理浄化槽の設置を推進する事業を創設し、平成7年から過疎地域に拡大し、秋田県では二ツ井町に導入が可能となり、公共下水道などの普及の困難な地域に行政が事業主体として今日に至っているわけであり、市民の負担が約6割負担なのが個人設置型、市民の負担が約1割負担なのが市町村設置型であります。

私の住んでおります飯田川地区の金山地域は、公共下水道・農業集落排水が整備されておりました。しかし、新しく新築したいが良い方法はないかと相談され、調べた結果、既に二ツ井町が合併処理浄化槽の導入を図っていることを伺い、その現状を調査し、平成13年の3月定例議会の一般質問で下水道施設の保守点検と合併処理浄化槽の推進をということで質問をし、普及することができました。現在の二ツ井町は、公共下水道などはゼロで、処理人口3,490人の29.6%の合併処理浄化槽の設置を行っているようでございます。

また、個人設置型と市町村設置型を比較しての市町村設置型のメリットは、市民の負担が軽く、国からの3分の1の30万円が財政支援措置、財政起債、普通交付税措置によって市町村の負担も軽くなるというものであります。

私は、今申し上げましたメリットを参考に、数多く点在しております公共下水道・農業集落排水事業の整備のない地域に、市町村設置型合併処理浄化槽事業の推進を図り、市民の皆さんが快適な生活が送れるよう情報を提供し、改善に努めていくべきと思います。今後、この事業に対する財政投資を含めての年次計画はどのように考えているのか伺います。

また、水洗化改善資金融資制度の現行の70万円から、隣の井川町のように100万円に引き上げて水洗化への推進の一役に役立ててはどうかとご提案をするものであります。

また、下水道と水洗化の普及の増大により、現在の2つの施設と男鹿市との共有しております1つの施設のし尿処理施設の統廃合は、今後どの様に推移していくのか、市長ならびに担当部長からご答弁を伺いたいと思います。

第3の質問は、学校外教育の一端を担うスポーツ少年団活動の環境作りについて質問を致します。

秋田県スポーツ少年団は、東京オリンピック大会開催を機に、日本体育協会の創設50

周年記念事業として日本スポーツ少年団が設立されました。その翌年、青少年を通してスポーツの文化の継承・発展を目標として昭和38年に発足し、今年で42年になります。

潟上市のスポーツ少年団は、旧飯田川町では昭和45年、旧天王町では昭和46年、旧昭和町では昭和47年にスポーツ少年団が結成され、小学生・中学生の生涯スポーツ振興、青少年の心身の健全な育成、一人ひとりがたくましく生きる明日への活力の源、秋田のスポーツの基礎作りを目標に、今日まで35年を歩んできております。旧3町のスポーツ少年団指導者連絡協議会が8か月の協議を重ねて6月29日に本部委員会を設立することができました。現在の単位団数は40団、団員数は906名、指導者数は214名の体制で、明日へのオリンピック選手を目標にして、屋内外で汗と涙を流して練習に励んでおります。

本部の活動としては、入団式、卒団式、団員の体力テスト、スペシャリストを呼んでの指導者・母集団の研修、認定指導者の拡大などの活動を活発に展開しております。

また、各単位団においては、郡市・全県・東北・全国大会、各スポーツ協会主催の定期大会などで、個人・団体競技問わず輝かしい力を発揮し、潟上市の宣伝の一役を果たして奮闘しております。

財政面では、市からの助成、体育施設無料開放、上部大会での半額旅費補助などで恩恵を受けて活動できることは、スポーツをする者にとっては最高の環境であります。

しかし、母集団の負担は多く、また、ゲームで家にこもる子供も多く、スポーツのルールを通して規律正しい日常生活を送る子供たちが減少しているのが今日の実態であります。

2003年11月の国連総会で、今年を「スポーツと体育の国際年」とすることが宣言されました。2年後には秋田わか杉国体が開催されます。このような情勢の中で、一人でも多くの子供がスポーツを楽しむ環境作りが重要視されると思います。学校外教育の一端を担うスポーツ少年団活動のさらなる環境作りについて、市長のご認識とご見解をお尋ねするものであります。

以上で、このたびの在任期間における3回の定例市議会におきまして3回の一般質問をさせていただきましたことに、市長はじめ各議員の皆さん、市民の皆さんに心から感謝と御礼を申し上げまして、はじめの私の質問を致します。どうもご静聴、本当にありがとうございました。

○議長（赤平末次郎） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 50番阿部議員の一般質問にご答弁を申し上げます。

その前に、傍聴者の皆さん、おはようございます。ご苦労さまでした。

それでは1点目の、安全安心で高品質のブランド米生産の農業ビジョンと春先の草・土焼きでのカメムシの駆除対策について申し上げます。

昨年8月24日の合併協定調印式において、合併協議会でご協議いただいた53項目について調印し、潟上市発足に向け大きな第一歩を踏み出したわけではありますが、この項目の中に農林水産関係事業については、「地域水田農業ビジョンについては新市において新たに策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。」としております。

同じく、調印項目の新市建設計画の農林水産業の振興については、「米需要を的確にとらえた安全で高品質なブランド米の生産体制を確立する」ことを掲げ、潟上市農業の振興を図ることとしております。

そこで、安全で高品質なブランド米についてではありますが、ご承知のとおり本市においては、米を取り扱う2つの農協と6つの集荷業者があり、中でも秋田みなみ農協については、定められた土壌改良材の投与による土作り運動を展開し、産地指定率を高める取り組みとして、「こだわり米」の生産と販売を推進しております。

また、あきた湖東農協においては、同組合が独自に開発した「湖東70（ななまる）有機肥料」の使用による栽培により、独自の販売戦略に寄与しています。

こうした地域の特性を活かして生産された米は、「JA米ブランド」として全国各地で生産された米との地域間競争に対応しておりますが、有機肥料や土壌改良などのほか、健苗作りや根・茎の健全充実をはじめとする適切な管理はもちろん、消費者が求める米作りを目指し、食味値77以上・整粒歩合77%以上あるいは80%以上・種子更新率100%という品質目標数値を掲げ、現に取り組んでおります。

そういった産地と消費者を結ぶ信頼を築くため、米のブランド化と高品質化を潟上市農協の振興の柱の1つにしたものであります。

もちろんそのための生産体制の確立を図らなければならないことはご承知のとおりであります。

次に、ご提案の、正式には「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」通称JAS法に基づく有機食品の検査認証制度による「有機JASマーク」の取得を目指した有機食品、最近では「オーガニック食品」と言われておりますそうですが、この生産と秋田県における「特別栽培農産物認証制度」を活用した消費者との信頼

性に着目した農産物の生産により、担い手の育成をも目指した農業の振興策を地域水田農業ビジョンへ掲載することについてであります。50番阿部議員からご提案いただいたように、米の消費が一向に伸びない昨今、農薬や化学肥料の使用量を制限し、いわゆる消費者ニーズに即した農業生産方式は、土壌の健全化、環境への負荷の軽減を併せ持つ対策と理解し、今後、農業が取り組む施策の一つと考えております。

一方、米の価格が低迷する状況において、生産者は生産コストの縮減を図りながら他作物の複合経営の確立による農家所得の安定と向上を図ることが求められている中で、ご提案いただいた取り組みは、雑草の抑制防除と有機肥料体系の確立のほか、病害虫の防除が大きな問題となります。特に病害虫の防除にあたっては、旧町における事例にもありますが、本制度を活用した農家と慣行型農業の、慣行というのは今まで行われてきた農業でございますが、慣行型農業の農家間において、航空防除の除外地域の設定や防除体系の差異が大きな問題として取り上げられた経緯がございます。このため、制度の活用を推進する県に対し旧町では、大豆の生産団地のように地域を限定するための面積要件の整備や用水系統を基本として、地域を特定することによる慣行農業との調和を図ることなどを提案しております。

しかし、要望は制度に反映されておられません。制度の適用拡大により、秋田県産米の信頼性の向上を図る上で、このような厳しい状況であるからこそ取り上げていただきたいと考えているものでございます。

市と致しましては、安全で安心な農作物の供給は、農業の活路であるという認識のもとに、「食料・農業・農村整備計画」が新たに策定されたことにより、担い手への集中・重点化される農業経営安定対策が一定の面積要件とも絡むことから、地域水田農業ビジョンの策定には、運用上の要件整備を県と協議し、慣行農業に配慮しながら地域水田農業推進協議会に諮ってまいりたいと思っております。

次に、昭和・飯田川地区における1等米比率の極端な低下に起因するカメムシの防除についてであります。このことについては行政報告でも述べましたが、秋田地域振興局農林部をはじめ、あきた湖東農協管内の関係機関で構成する「水稻の品質向上対策検討会」を設立するとともに、昭和・飯田川地区病害虫防除協議会の合同会議を開催し、対応に努めております。

検討の中では、カメムシの発生要因として越冬卵量が多かったこと、推量されること、出穂後9月中旬まで気温が高めに推移し好天が続いたことにより、カメムシ類の増殖、

加害に好適な条件となったこと。また、籾については登熟が進んだことから割れ籾率が高かったこと。被害地区においては、ヒエなど稲化植物が多く見られたこと。定められた期間の除草や個人防除が徹底されていなかったこと、などが挙げられております。

対策については、さまざまな検討を致しておりますが、ただいまご提案いただいた草や土焼きについては、越冬卵、越冬成虫の駆除には有効と考えられます。

市と致しましても今年4月はじめに病害虫の駆除と野焼きによる火災の事前防除を目的に、地先干拓地堤防の焼却を実施しております。

今後は、防除協議会による対策強化と併せ、農家が行える焼却活動について研究し、対策の1つとして検討してまいりたいと存じます。

次に、公共下水道・農業集落排水の整備のない地域に市町村型の合併処理浄化槽の推進を図る対策について申し上げます。

市の下水道整備の現状は、阿部議員が今述べられた状況にあります。

今後の整備につきましては、厳しい財政状況を鑑み、年度事業費を抑制して徐々に進捗せざるを得ないところであります。

水洗化率の向上には、融資限度額の増額も含め、何が有効なのかいろいろな角度から検討し、促進努力を図りたいと考えております。

ご質問の趣旨である合併処理浄化槽事業については、旧昭和町の合併前からの計画に基づき本年度から実施されたものでありますが、現在の計画では約200戸の散在、散居区域を対象に、年間20戸、平成25年度までの事業期間として計画されております。

今後の事業展開については、本年度予算にて実施中の潟上市水道基本構想委託の成果を見て検討してまいります。これは旧3町の計画の合体と現状基礎調査に主眼を置いたものと考えておりますが、市全域の事業手法の検討も含んでおりますので、検討の結果、同事業の活用が有効な区域となった場合は、事業計画を拡大してまいりたいと考えております。

なお、本年度の合併処理浄化槽事業の整備は、39件を実施中、うち11件は供用開始済みであります。来年度は2回の申込募集の結果、飯田川地区、金山地区4件を含めた20件を予定しております。

し尿処理場の飯田川衛生センターは、昭和61年度稼働開始以来減少し、平成16年度における処理実績は1,049キロリットルで、稼働時より695キロリットル減少しており、60%の稼働となっております。

昭和衛生センターは、昭和63年度より稼働し、飯田川衛生センターと同様に処理量も減少し、平成16年度実績は2,834キロリットルと、フル稼働した平成元年度と比較して1,122キロリットル減少しており、72%の稼働となっています。

ご指摘のように両センターとも下水道の普及により稼働率が低下している実績に鑑み、18年度から昭和衛生センターに統合する計画で現在検討しております。

また、男鹿地区衛生センターについては、今後の下水道の加入状況の推移を見ながら検討致したいと考えております。

なお、3番目のスポ少の活動については、教育長がご答弁を致します。

○議長（赤平末次郎） 小林教育長。

○教育長（小林 洋） 50番の阿部議員の3番目の質問にお答え致します。

学校外教育の一端を担うスポーツ少年団活動の環境作りについての質問であります。今日、子供たちを取り巻く社会現象は著しく変化し、子供の健全育成を図る上でさまざまな影響を及ぼしております。とりわけ少子化に伴う過保護現象、異なる年齢集団による子供同士の交流及び都市化に伴う自然との触れ合いの不足等が挙げられます。

このような現象の中で、人間性豊かな子供たちの育成を目指して、可能性に挑戦する機会を与えたり、目標をたてて努力させ成功の感動を体験させるなど、団体活動を通して心身の成長・発達に大切な諸活動を促進するスポーツ少年団活動の果たす役割は、きわめて大きいものがあると思っております。

ご承知のようにスポーツ少年団の活動をしていく上で、子供たちを中心に据えて父母、学校を含めた指導者の三者一体となった形が最も重要であると考えております。そのためにも一早く市スポーツ少年団指導者連絡協議会を設立致しました。

ご質問の中にもあったように、市ではスポーツ少年団への補助、体育施設の使用料無料、各大会の出場補助など、できる限りの配慮をしているものと確信しております。これからも教育委員会では、ますます盛んになるスポーツ少年団の充実・発展を図るため、指導者の養成、確保、育成者の計画的な研修が必要であるとの観点に立って、スポーツ少年団活動の環境づくりに努力してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（赤平末次郎） 50番、再質問ございませんか。

○50番（阿部幸基） 再質問ありません。明解なご答弁をいただきましたことに心から御礼申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（赤平末次郎） これをもちまして、50番阿部幸基議員の一般質問を終わります。

◇次に、18番藤原幸作議員の発言を許可します。18番藤原議員。

○18番（藤原幸作） 18番藤原幸作です。在任特例最終となるこのたびの第3回定例会において、一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございました。

最近目にした清水聖義群馬県太田市長が監修・著作の「自治体の経営戦略」の中に、「行政に経営感覚を」「情報公開と市民参加」「小さな市役所で大きなサービスを」「市役所をコンビニエンスストアのように市民の目線の実践、市民の参加、市民の満足度向上を目指すシステムの構築」等の言葉どおり、お役所からサービス創造企業へと指向することが行政であると断じております。

石川市長は、行政報告で、潟上市総合発展計画策定を述べておられますが、ハード面も重要であるが、太田市のように、ソフトをより一層充実することによって、市長が主眼としている「心の合併、対話と協調、より魅力的な夢と希望の持てるまち」が創られるものと存じます。

第1の質問でございますが、助役、収入役制度についてであります。

助役、収入役については、地方の行財政制度について全般的な検討を行う首相の諮問機関・地方制度調査会に小泉首相が昨年3月、地方の自主性、自立性の拡大を諮問し、今月、答申される予定であります。来年の通常国会に提出し、平成19年から施行見込みと報道されております。

答申素案報道によると、地方分権に対応し、権限を強化した副市長制度の創設の一方、収入役は出納事務の電算化などによって形骸化していることから廃止が盛り込まれ、市長には行政サービスの向上やコスト削減など、これまで以上に高い行政手腕が求められると解説されております。これらを踏まえ、次の2項目をお尋ねします。

1つは、助役を2人制とし、1人を収入役兼掌として将来の地方自治法改正に対応するとともに、山積している行政課題に取り組む。行政経費削減から1人制。当面置かないという選択肢もある。どのように考えておりますか。

それから2つめは、6月の第1回定例会において助役、収入役の人事案件一般質問に対して、石川市長は「将来を見据えて慎重に、またその人の人格・能力・情熱を考慮します」と答弁している。新市の基礎固めの在任特例期間中に助役、収入役の同意提案がなく、審議する機会がなかったことは、一議員としても誠に残念であります。市長の休日、日夜を問わない八面六臂のご活躍には敬意を表するところではありますが、健康面も

含め限界があるし、市長の言う「心の合併」というのは、市民概念だけでなく、旧昭和町・旧飯田川町にも当てはまる言葉であり、なぜ同意選任できないのかという疑問を持つ市民が多くなっているのも事実であります。今後、どのように対処しますか。

2つめの質問は、指定管理者導入についてであります。

指定管理者制度の導入は、社会経済環境の変貌、なかんずく構造改革の「国から自治体に対する権限移譲」、「規制緩和による民間事業所の参入を促進する民間活力の活用」の観点から、行政コスト削減、多様化する住民ニーズに対応するために、地方自治法第244条が平成15年6月改正公布、同年9月2日施行されたことは、先日の全員協議会で説明を受け、承知したところであります。

しかしながら、この制度の導入にあたっては、期間の設定に伴う雇用の不安解消や文化施設を該当させる場合の専門性の検討など二律背反的な課題も多い。今定例会に指定の手続きに関する条例及び関連条例改正が提案されているが、具体的な事項についてお尋ねします。

1つは、指定管理全般についての管理運営責任とチェックは財政課が行うのか。

2つめは、指定管理者選定の際に個人情報管理が適切に保護される体制のチェックはどのようになっているのか。

3つめ、法律上は期間の基準がない。自治体の裁量である。どのように設定をしますか。

4つめ、第三セクターは単独指名と猶予期間とあるが、制度の趣旨から極力猶予期間を置かないことにすべきではないか。現管理者との関係はどのようにする方針ですか。

5点め、現時点で市直営管理施設は平成18年度中に導入の可能性検討とあるが、スピードアップを図るべきでないか。例えば公園・公営住宅やスポーツ施設であればグラウンドゴルフ場は管理手法が異なるが、比較的すぐ指定管理できるのではないか。

6つめ、法定には選定委員会がなく、条例で市長が選定することになっている。検討中ということであるが、選定基本方針はどのようにしますか。

3つめの項目でございます。環境循環型下水処理システムについてであります。

昭和豊川の仁山集落農場組合では、県職員の斡旋で北秋田市森吉と上小阿仁から、汚泥処理水馴化に、水が馴化するということではありますが、水馴化による活性水、いわゆる肥料であります。を農産物に散布している。この活性水は生活排水やし尿を処理したあとの汚泥などの残留物に微生物を加えて分解した際に生じる水で、今年7月に農水大

臣から「汚泥発酵肥料」として登録が認められた。汚泥は汚い、危険というイメージが一扫され、稲作・畑作・畜産など応用の範囲も広い。汚泥の95%が活性水になるため、大幅な汚泥減量となり、肥料効果、環境循環型と併せ、まさに一石三鳥である。

この事業は、農水省の「農業集落排水資源循環型統合補助事業」を導入して施行されたものである。要件は、供用開始後7年以上経過していること、国が事業費の50%補助、県が次年度から当該年度実施工事費の10%以内の償還助成措置がある。

当市の汚泥は外部処理されているが、21世紀は環境の時代であり、環境循環型下水道処理システムを積極的に導入すべきである。数年でコスト減となると試算されており、財政的メリットも大きい。次の2項目をお尋ねします。

1つは、潟上市の汚泥処理量と処理費用はどのくらいか。

2つは、環境型循環型下水道処理システムの導入の考えは。

最後の4点めの質問は、観光事業についてであります。

観光については、国では「観光立国懇談会」を設置して力を入れ、県では「秋田花まるっ観光振興プラン」を改定するなど、観光産業の持つ経済波及効果に期待が高まっている。

ひるがえって当市の場合は、潟上市ガイドブックに各施設が点として記載されている程度である。これらの点と点を面的に高めることや広域連携のあり方について、もっと検討すべきであり、さらに元木山にある八郎潟魚撈用具収蔵庫、歴史民族資料館、県内有数の佃煮、酒造、食品加工など、眠っている資源が無限である。著名な男鹿の観光に埋没することなく地域資源を活用した「旬が生きる観光」を開発すべきである。八郎湖を最も最大の観光資源として視野に入れるべきである。

なお、平成7年に当時の産業課の方々と「八郎湖遊覧の会」を作り、「八郎湖船っこ遊び湖上遊覧の旅」を実施したが、南秋町村が持ち回りで終了したのは残念である。

また、当地の自慢とする食の開発なども多様化している観光の重要な要素であることを踏まえ、研究すべきであります。そのためには、組織機構のあり方まで問われると存じます。次の3点をお尋ねします。

1つは、観光開発会議を提唱するものであるが、どのように。

2つめは、広域ネットワークと当市観光開発プランとの連携は。

3つめ、プランに合わせた当市観光のテストケース実施を行う予定はないものか。

以上であります。ありがとうございました。

○議長（赤平末次郎） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 18番藤原議員の一般質問にご答弁を致します。

まず、1つめの助役、収入役制度について申し上げます。

藤原議員のおっしゃるとおり、第28次地方制度調査会における「地方の自主性・自立性の拡大」の審議の中で、長を補佐する機関、副知事、助役、出納機関のあり方について議論されていることについては、藤原議員ご案内のとおりであります。

これらを含め、助役の2人制、1人は収入役兼掌、あるいは1人制、また、当面置かないという3つの選択をどのように考えているかというご質問であります。来年の国会に法改正が提出され、可決された場合は、法の趣旨を尊重しなければなりません。現行制度における地方自治法第161条、副知事・助役の設置及びその定数、同法168条、出納長・副出納長又は収入役・副収入役の規定の中でも対応できることを踏まえ、助役2人制、1人は収入役兼掌についても私の選択肢の1つとっておりますが、いずれにしても市政が円滑に運営できる体制を十分考えながら、人格・能力・情熱を持った方を人選したいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、助役、収入役の選任については、今日まで同意の提案を致しておりませんが、教育長はじめ部課長の管理職には大変頑張ってもらい、今日まで市政運営に取り組んでまいりました。

しかし、藤原議員の質問にもありますが、山積する行政課題に対応するためにも、できるだけ早い時期に選任したいと考えておりますので、今少し時間をいただきたいと存じます。

2つめの指定管理者導入についてでございますが、1つは指定管理全施設についての管理運営責任とチェックは財政課が行うのかということでございますが、制度導入にあたりましては、その基本的な考え方や条例の整備等については、財政課管財班及び総務課行政班が中心となり、関係各課と協議しながら進めておるところであります。施設の設置目的や運営内容等はそれぞれの所管課が一番把握しておりますので、協定書の締結はじめ管理等は所管課で行うこととなります。

また、チェック体制と致しましては、協定書には毎年度の事業報告書及び収支決算書の提出を義務づけておりますので、その状況について指定管理者選定委員会に諮り、総合的な評価の上、施設の健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

2つめの指定管理者の選定の際に個人情報管理が適切に保護される体制のチェックは

どのようになるかというご質問でございますが、先般の全員協議会で申しあげましたように、今定例会に議案上程しております条例の一部改正は、現在管理委託している施設に関するものであります。また、これらの施設の収益性や、これまでの委託の経緯から、3～5年間の指定期間とする単独指名での実施を検討しております。したがって、個人情報取り扱いには、これまでの経緯を見ても特に問題はないものととらえておりますが、協定書には「個人情報の保護に関する事項」及び「個人情報取扱特記事項」の遵守規定を盛り込む予定であります。

また、指定選定の際の総合評価の中でも指定管理者側の情報管理体制等について考慮されると考えております。

3つめの、法律上は期間の基準がない。自治体の裁量である。どのように設定しますかということでございますが、ご質問のように指定期間の基準はありません。先行の事例でも、それぞれの施設の性格等によりさまざまであります。

試行的な期間として3年間、指定管理者が継続的な経営計画のもとで運営できる期間としては、5年程度が標準的ではないかと考えております。したがって、施設の性格等を考慮しながら、3～5年間の範囲で検討してまいります。

4つめの、第三セクターは単独指名と猶予期間とあるが、制度の趣旨から極力猶予期間は置かないことにすべきではないか。また、現管理者との関係はどのようにする方針ですかという質問であります。制度の趣旨から申し上げますと一般公募が原則でありますので、ご質問のとおりでございますが、現在、第三セクターとは指定管理者制度について協議しておらない段階であります。したがって、平成18年4月からの導入する場合は、公募から申請、選定、議会の議決等の手続きに要する期間を考慮すると無理があるものと判断しております。

加えて、第三セクターの設立経緯も踏まえ、これまでのノウハウを活かした経営能力の向上に努める猶予期間を与え、その上で公募制に移行する方針としておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

指定期間につきましては申し上げたとおりでございますが、現管理者との関係はどのようにする方針ですか、のご質問であります。天王グリーンランド株式会社及び昭和総合開発株式会社の代表取締役については、今後、株主と取締役とで協議してまいりたいと考えております。

5つめの、現時点で市営直営管理施設は、平成18年度中に導入の可能性検討とあるが、

スピードアップを図るべきでないか。例えば、公園・公営住宅やスポーツ施設であればグラウンドゴルフ場は管理の方法が異なるが、比較的すぐ指定管理できるのではないかというご提言であります。現在、指定管理者導入の基本方針に基づくそれぞれの所管課において、必要性等検討するように指示しておりますので、もう少し時間をいただきたいと存じます。

6つめの、法定には選定委員会はなく、条例で市長が選定することになっている。検討中ということであるが、選定基本方針はどのようにしますか、というご質問であります。指定管理者選定委員会は、外部の有識者と助役、部長等5～10名の委員で構成する方向で検討しております。

選定基本方針と致しましては、今定例会に議案上程しております「潟上市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（案）」の第4条第1項の各号の規定事項を総合的に評価しながら選定してまいりたいと思っております。

次に、環境循環型下水道処理システムについてお答え致します。

市で建設された農業集落排水事業の処理場は4か所、大崎地区、湖岸地区、羽立地区、豊川地区であります。ご質問の汚泥処理量は前年度実績で866m³、男鹿衛生センター742、昭和衛生センター124、費用は大体約、運搬も含めて550万円、男鹿地区が420万円、昭和衛生センターが130万円となっております。

環境循環型下水道処理システム導入につきましては、実施済みの自治体には、発生汚泥の処理に困っていることが背景にあるようでありますが、当市の3処理場は7年経過要件に該当しますし、近年の環境保護対策の趣旨も大切なことと考えます。

現在の取引先である衛生センターの施設改修、更新、統廃合等の検討が必要な時期がまいるのは必定でありますので、今後、建設費、採算、需要、供給等、事業効果の検討をしてまいりたいと考えます。

なお、4処理場に同システムを導入した場合の建設費は、概算では1億2,000万円と試算されております。

次に、観光事業について申し上げます。

1つ、まず、観光開発会議の提唱についてであります。潟上市の観光の現状は、ご指摘のような観光拠点となる道の駅や文化・歴史施設施設などの各種施設が点在している現状であります。このため、潟上市全体の観光施設のネットワーク化を図る必要があると思われまます。そのため、今年度発足した「潟上市観光協会」などの関係機関と協議

するとともに、観光開発会議については旧昭和町において電源地域産業育成支援事業により調査が実施された際に設置された「昭和町観光開発ビジョン作成委員会」のように、広く各界・各庁などからご意見をいただくことも一考と考えております。

今後は、ご提唱いただいたことを念頭に置き、新市建設計画の主要施策である八郎湖等を活用した新たな観光ルートの開発や既存施設のネットワーク化、さらに観光資源となる地場産品の発掘と特産品の開発など、潟上らしさをモチーフにした観光振興に努めてまいりたいと存じます。

2つめの、広域ネットワークと観光開発プランとの連携についてであります。過去に南秋田郡8町村で構成する「南秋田郡広域観光協議会」で広域的なイベントを開催するなどの活動をしておりました。しかし、財政的な問題や町村を取り巻く環境の変化などにより、現在は全県的な催しや岩手県にまたがる組織を除いては解散している状況であります。

観光開発プランとしての八郎湖等を活用した新たな観光ルートの開発は、八郎湖周辺市町村との広域的な連携がかぎとなりますので、今後、関係市町村と協議してまいりたいと存じます。

また、観光開発プランについては、潟上市の今後10年間の指針となる「潟上市総合発展計画」を策定中であり、当面は観光協会などの関係機関と協議しながら総合発展計画との整合性を図り、検討してまいりたいと存じます。

次に、観光開発プランに合わせた観光のテストケースの実施につきましては、ただいま申し上げたとおり観光開発プランと総合発展計画との整合性や予算とも関連しますので、今後検討してまいりたいと存じます。

なお、最後になりますが、私は潟上市の観光協会長としての職を持ってありますが、ご提言ありましたことについては、今後とも徹底的な議論をさせていただきたいと、こう思っています。

以上であります。

○議長（赤平末次郎） 再質問ございませんか。18番藤原議員。

○18番（藤原幸作） 再質問というよりも、2点ばかり申し上げたいと思います。要望事項でございます。

1つは、指定管理者制度の導入の課題と申しますか、問題点が多々あるわけですが、その中で今の制度では住民の参加が、指定した場合は住民の参加、チェックが

できないということが1つあります。それから、また、議会でもチェックできないというふうな、議会に報告書を提出するということはないわけでありまして。そういうことも含めまして、住民参加や議会の運営チェックをどのようにするか。

それから、兼業禁止については、地方自治法の92条と142条に、いわゆる議員と市長の、長の関係がありますけれども、それだけでございまして、今回は前にありました第6章の地方自治法も抹消になっていると。平成3年ののが15年に抹消なって改正されておりますけれども、そういうことも含めまして、今一部では条例化すべきじゃないかという声もありますので、今の住民参加や議会の運営のチェックと合わせましてご検討賜ればと思います。

それから、観光事業につきましては、先ほど八郎湖を視野に入れるということを上げましたけれども、平成7年のときに船っこ遊びを最初に企画したのは、私どもとここにおります当時産業課長であった宮田課長さん方といろいろ協議して決めたわけですが、その際に大久保から、いわゆる昭和から船越へ船を出すというふうな構想、これは当時発表しておらなかった、ごく内輪の話でございますけれども、船越に水族館が建つということが、まだ入道崎に決定していなかったのもので、そのアピールも含めて行くと。そして昭和から船越に船を出すという構想が内々にあったわけでありまして。そういう企画を立てて第1回目をやったわけでありまして。今、水族館も入道崎にできましたので変わっておりませんが、そういう視点というものが広域的に非常に大事だろうと。先ほど広域的にこれからいろいろ協議するというお話でございますけれども、視点が変わっても、やはりそういう八郎湖の利用というのは、浄化とともに非常に大事だろうと。例えば琵琶湖の場合ですと、県が学習船を浮かべております。これは子供たちに環境浄化の非常に大きな学習になっているし、そういう点もやはり、秋田県も含めて取り上げていくと。環境浄化のいろんな対策を今やろうとしておりますけれども、そういうことも非常に大事じゃないかと思っておりますので、今後宜しくお願い申し上げまして質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（赤平末次郎） 当弁は必要でございますか。

○18番（藤原幸作） ありません。

○議長（赤平末次郎） これをもちまして、18番藤原議員の質問を終わります。

◇次に、6番菅原 勉議員の発言を許可します。6番菅原 勉議員。

○6番（菅原 勉） 6番菅原 勉でございます。本定例会は、来年の1月の合併後初めての選挙を前にして最後の定例会であります。私にとっては昭和60年9月、5期20年と3か月間を総括する一般質問となりましたことを、そしてまたこの機会を与えていただきましたことに深く感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

この間、市長さんはじめ議会関係者、職員の方々、それに湖畔時報、魁新報社等報道関係者の皆様には、いつも大変な激励とお力添えをいただき、大衆福祉の党公明党の一議員として、大衆とともに語り、大衆とともに戦い、大衆の中で死んでいくとある党のスローガンを掲げ、一市民の幸福のために、その市民の目線に立っての質問や提案をさせていただいたのであります。それゆえ当局に対して大変ご難儀をおかけしたこともあったと思います。本日は、60年12月定例会から81回目の一般質問をさせていただくことに重ねてお礼を申し上げます。

私は、通告の順に従って、次の4項目について質問をさせていただきますので、宜しくご配慮をお願い致します。

はじめに、活力ある農業施策についてお伺い致します。

その1、先の市長の行政報告にもありました。また、阿部議員との重複もありますが、昨年と比べ、今年はまずまずの豊作のようであります。

そこで、今年の本市の農家における収入をどのように把握されておられるのか。できましたら、旧町ごとにお答えいただきたいと思います。稲作・果樹・花卉等であります。

その2番めとしては、平成19年度よりスタートする経営全体に着目した政策は、「品目横断的経営安定対策」に移行し、認定農業者や集落組織や担い手に集中とありますが、本市として活力ある農業・農村づくりにどのように対応していくのかお伺いするものであります。

3番めとして、特に今年度の稲作における害虫等の被害が深刻でありました。幸い天王地区は94.1%、旧昭和地区では1等米比率48.5%、飯田川地区では52.3%の数値でありました。

このようにカメムシ等による甚大な被害の原因をどのようにとらえ、今後の対応をいかにされようとしているのか、当局の対応策についてお伺い致します。

第2は、明年の第129回種苗交換会についてであります。

種苗交換会は、本市に正式に決定されましたことに対し、関係者の皆様のご尽力に対し、深く感謝するものであります。みずからを犠牲にしてまで困っている人たちのため

に尽くし、全国にその名を知らしめた先人、石川翁の生誕161年であります。その偉人の提唱により、今日まで県内各地で開催されてきた種苗交換会ではありますが、その意味で私は6年ほど前に石川翁の佳節155年でありましたが、例えば10年・20年ごとに当市で開催すべきと提案したことがありました。そういうことを踏まえ、この実現、明年の実現は、この上ない喜びであります。何としても大成功するためにも、合併後の3庁舎の間の職員の意識の高揚をいかにして高めていくかが重要であり、その施策をどのように考えておられるのかお伺い致します。

また、これを通して、本市における若者の雇用拡大につながるために、今後どのように取り組んでいかれるのか、ご所見をお聞かせいただきたいと思っております。

第3は、市民の安心と安全な生活についてであります。

本年1月より国民健康保険証が家族型から個人カード型に変更されました。私は、利用する人の立場から、もっと大きく見やすく紛失されにくいもの、さらにはラミネート加工や紐付き用の穴、穴開き等の工夫はできないものか。また、寸法や色はどのようにして決定し、作成されたものかお伺い致します。

また、次に、本年も除雪のシーズンが到来しております。市内各地においていろいろな苦情や要望が出ておりますが、行政は毎年、住民の意見をどのように活かし、次年度に反映させておられるのか。また、今年は除雪範囲、業者も広範囲になると考えられます。住民の声をできるだけ取り入れた対応をするように徹底すべきと思っておりますが、当局のお考えをお伺い致したいと思っております。

最後に、現在策定中の潟上市総合発展計画の素案についてお伺い致します。

この素案は、3町の合併協議会において策定された新市建設計画を基本にしながら、基本構想10年、基本計画前期・後期各5年、実施計画3年とし、毎年ローリングしながら実施に向けて、実現に向けて取り組みを明らかにするとあります。

そこで、この新市総合発展計画の概要についての説明と、旧昭和地区・飯田川地域の線引きの見直しによる開発可能な面積は、それぞれどのように変化、拡大されたのか、ご説明をお伺い致します。

最後に、質問を終えるにあたり、当局はじめ職員の皆様、それに全議員が健康で全市の市民の幸福のために、今後も力を合わせ、日本一仲の良い活気に満ちあふれた新市を建設させるよう心からご祈念を申し上げ、御礼を申し上げます。本当に長い間ありがとうございました。

○議長（赤平末次郎） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 6番菅原 勉議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まずは、60年から81回目の質問、そして5期20年間3か月にわたる長い間の議員生活に対し、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

さて、ご質問1点めの、活力ある農業施策について申し上げます。

今年の農家における売上収入についてであります。稲作については、銘柄、等級による格差があるため一概には言えませんが、出荷率95.5%における米の仮渡段階では、天王地区が約11億2,900万円、昭和地区が約4億7,700万円、飯田川地区が約3億9,300万円となっております。単価はいずれも平均的な仮渡単価として、1等米は30キログラム当たり5,900円、2等米は5,400円、3等米は4,900円として金額を算出しております。

ちなみにこの後、契約出荷された数量をもとに価格差に対する「稲作所得基盤確保対策」による補てんが講じられるほか、4ヘクタール以上の認定農業者には「担い手経営安定対策」の補てんが上乘せされ、稲作収入の安定が図られることとなっております。

ご承知のとおり、今年は昭和地区と飯田川地区においてカメムシ被害による1等米比率が著しく低下し、その影響が懸念されているところでありますが、1等米比率が90%である場合と比較しますと約3,000万円程度の減収が見込まれ、農家経営に与える影響は、昨年台風による塩害と併せ深刻なものと受け止めております。

次に、果樹については、販売の主なものは和梨であり、その販売総額は6,192万円となっております。

昭和地区のシクラメンについては、現在、出荷の盛期を迎え、栽培農家、関係機関が販売に努力しているところでありますが、販売額については今後の集計を待つところであります。

2つめの、平成19年度よりスタートする経営全体に着目した政策である「品目横断的経営安定対策」への移行による、いわゆる担い手と称される認定農業者や集落営農についての今後の具体的な施策についてであります。経営安定対策をめぐりさまざまな情報を受けて、天王地区においては10月13日に転作推進員を対象に制度の説明を行っております。23日には「潟上市産業まつり」開催のおり、「担い手と集落営農について」と題して認定農業者や地域の農家の代表者を対象に講演を実施し、広く周知を図っております。

また、27日には担い手の規模と要件が決定されたことを受け、秋田地域振興局農林部

とともに昭和・飯田川地域においても転作推進員をはじめ、地区の産業部長や転作集団の代表者に制度の内容について説明したところであります。

このように農業者に対する説明会を開催しながら、その結果をもとに県・市・JAが対策の振興、浸透を図るための課題等を整理し、今後の対応を協議しております。

これからの具体的な施策ということではありますが、まずは最も重要な農家の意思を的確にとらえるため、啓蒙活動として市とJA合同による説明会開催の意向を調査するほか、1月下旬から2月にかけて天王・昭和・飯田川地域で集落座談会を開催するとともに、特に集落営農の設立意向のある集落には、集中的に座談会を開催し、担い手の組織育成を図ってまいりたいと存じます。

また、認定農業者の育成につきましても地域農業ビジョンで担い手とされている方々から農業経営改善計画の申請により、認定農業者になっていただくよう働きかけてまいりたいと思っております。

3つめのカメムシによる1等米比率の低下の原因をどうとらえ、今後の対応をいかにするかについてであります。このことにつきましても行政報告並びに50番阿部議員の答弁でも申し述べましたが、原因としてはカメムシの越冬卵量が多かったことが推量されること、出穂後9月中旬まで気温が高めに推移し、好天が続いたことにより、カメムシ類の増殖、加害に好適な条件となったこと。また、籾については登熟が進んだことから割籾率が高かったこと。被害地域においては、ヒエなど稲科植物が多く見られたこと。定められた期間の除草や個人防除が徹底されていなかったことなどのほか、出穂が8月3日と平年より3日早く、加害期間が長くなったことも挙げられております。

今後の対策については、さまざまな検討を致しておりますが、越冬卵、越冬成虫の駆除による増殖の抑制をはじめ、最も大切とされている設定されている期間内における草刈りや除草剤による適切なほ場管理等、国・県道、鉄道敷地、河川などの除草要請、休耕田の秋耕し・春耕しの徹底、すくい取り調査情報によるきめ細やかな個人防除を実施することです。

また、航空防除及び無人ヘリ防除に使用される薬剤については、平成18年度に微量散布登録がとれる見込みの中期残効性薬剤による防除の研究などを県の病虫害防除所を中心に検討してまいりたいと存じております。

明年度の第129回種苗交換会のことについての1つめの質問、合併後の3庁舎間の職員意識と士気をいかに高め、成功させていくかということにつきまして、お答え申し上げ

げます。

ご承知のとおり種苗交換会は、第128回に及ぶ輝かしい伝統と歴史を誇る全県的な一大イベントであります。そしてまた、本市にとりましては、「聖農・石川理紀之助翁」地元での開催という他町村にはない特殊性を強く感じるものであります。

先般、市議会の招致決議のもと、市議会ならびに商工会、自治会、婦人会とともに、鹿角市で開催された種苗交換会を視察し、改めて盛大なイベントであると認識し、また、開催の意義を心に刻んでまいりましたのは私だけではなかったと思います。

合併して8か月余りとなりましたが、この間においても市としてさまざまなイベントを行事を通して、職員の多くの動員のもとに対応してまいりました。もちろんイベントの大きさによっては、各庁舎間を問わず、各部・各課の職員による体制をとってまいりましたことから、私は十分に職員の意識の中で士気の高さを感じておりますので、成功に結びつけてまいりたいと存じています。

19年には国体もありますので、その前哨的な意味あいも含めて、全職員が一致して頑張る所存でございますので、宜しくご支援いただきたいと思います。

なお、種苗交換会の準備作業は、平成17年度においても農協中央会ならびに地元農協等と連絡調整をはじめ、開催日程の調整や会場の選択、あるいは18年度の初めに開く協賛会に向けた諸準備、さらには交換会予算の編成といった事務がございますので、12月5日付けをもって、当面は担当者2人の人員配置を致し、受入体制の準備に着手しておりますことを併せてご報告申し上げます。

2つめの、種苗交換会と絡めた若者の雇用拡大のため、どのように取り組むか、に対する私の所見でございますが、種苗交換会そのものは短期的な行事でございますから、継続的な雇用の確保とは一線を画するものでございます。

しかし、開催にあたっては、協賛会の事務補助や会場設営及び会場整理員等のほか、そのほかの委託や工事なども予定されることから雇用の機会は生じると考えております。

質問の趣旨とは異なりますが、永続的な雇用の確保のためには、企業の誘致や米政策改革に伴う農業経営の変化をとらえ、新規就農の機会を創設することも、今後あり得る時代ではないかと考えるものでございます。

次に、市民の安全と安心な生活についての本年10月から実施された健康保険証カードの寸法や色の決定はどのように策定されたかということでございますが、本年10月から実施された健康保険証カードの寸法や色の決定は、被保険者カードのカード化につきま

しては、平成13年4月に健康保険法施行規則等の一部を改正する省令が施行されたことに伴ったものであります。

改正の主な内容は、被保険者の利便性の向上を図るために、1人1枚のカードを様式とするものです。このことを踏まえた健康保険者証は、全県統一するということを確認し、国保連合会内に「国保事務に関する研究会」と「事務部会」の設置を行い、実施時期、一般と退職のカードの色の区分、ランニングコスト、保険者証の有効期間等を検討した結果でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

ご質問いただきました内容については、国保連合会に報告し、今後の課題の一つとして検討いただくよう要望していきたくと考えております。

3点めの本年度の除雪対策について申し上げます。

潟上市としての初めての除排雪に対しては、市民の関心が高いことを認識しながら「除排雪事業実施計画書」を策定し、11月22日に天王地区、同月28日に昭和・飯田川地区の委託業者と五城目警察署にも出席いただき、除雪会議を開催し、指導したところであります。

この要点を申し上げますと、除雪は原則として午前7時までに完了し、除雪の後のパトロールを実施すること。初期除雪を大切にし、わだち等ができないように努めること。交差点の段差をなくし、家の間口に大きな雪の塊ができた場合は処理すること。ぬかるんだ雪の場合は時間をかけてはぎ取ること。事故のないように努めること、などを確認しております。

しかしながら、除雪は降雪状況・道路構造・機械能力によって違いが出てきますので、すべての道路が等しく完璧にできないこともご理解願いたいと思っております。

ご質問にあります住民の意見をどのように反映させるかということでございますが、今年度より各自治会長に地区別路線の業者名と連絡先を配布した除排雪の苦情などに対処する体制をとっております。担当課では、除排雪の苦情などに対して、その内容と対処方法を記入する苦情処理カードを作成しております。

また、このあと除排雪が終了すれば、委託業者と反省会議を開催し、来年の実施計画書に実施できる事項について反映させていきたいと考えております。

なお、私は、この除排雪については、合併後一番評価をされるのは除排雪だと、こういう認識を持って強く担当部長に指示したところでございます。

最後の潟上市総合発展計画の素案について申し上げます。

本計画の策定にあたっては、行政報告でも申し上げましたとおり、各種団体長などで構成する「潟上市総合発展計画検討委員会」を立ち上げ、鋭意協議、検討を重ねているところであります。

本計画の策定にあたっては、計画の策定方針と基本構想素案から協議検討をいただいております。

策定の基本方針としては、「市民の目線に立った市民参画の計画づくり」「地域の一体性を推進できる計画づくり」「健全な財政運営が堅持できる計画づくり」などを掲げ、新市建設計画を基本にした重点プロジェクトと市民ニーズを包含した新たな計画策定を目指していくこととしております。

基本構想は、平成27年度までの10年間とし、「市民による市民のためのまちづくり」を基本理念に、その将来像を「活き生き かたがみの夢づくり。一人ひとりが輝くひとと環境に優しい田園都市」としております。

先の第2回目の検討委員会では、前期5年の計画素案について提示したところですが、この計画の主な内容としては、まちづくりの基本目標として「水と緑に囲まれた快適環境のまちづくり」「人に優しいやすらぎのある住環境のまちづくり」「健やかで安心して暮らせる健康と福祉のまちづくり」「活力と創意工夫で豊かに暮らせる産業のまちづくり」「生涯学び創造性を育む教育と文化のまちづくり」「ともに支え温かにふれあえる交流と連携のまちづくり」の行政全般にわたる6項目と計画推進のための取り組みなどを明らかにしていくこととしております。

私の基本的な考え方としては、基本構想ならびに基本計画は一体のものであり、さらには実施計画を含めた財政的見地からの整合性があることで初めて計画の実効性が高まるものと理解しております。

このあとのスケジュールとして、鋭意、検討委員会で協議検討を重ね、議会ならびに市民の皆様へ提示しながら、意見・提言等を計画に反映していくこととしておりますので、ご理解のほど宜しくお願い致します。

潟上市総合発展計画の素案ということで、旧昭和・飯田川地域の線引きの見直しによる開発可能な面積というご質問でございますが、ご質問の趣旨は、旧昭和及び飯田川地区において住宅建設ができるための市街化区域拡大の可能面積は、とのこととと思われます。

旧3町間のバランスや地域特性には十分な配慮が必要なことは承知しておりますが、

潟上市都市計画全体としての市街化区域拡大の可能性について申し上げます。

現在、潟上市の市街化区域は約680ヘクタールであり、そのうち道路・公園等を除く住宅建設可能な面積は470ヘクタールとなっており、居住人口は1万6,000人です。したがって、ヘクタール当たり34人の居住人口となります。都市計画運用指針によりますと、ヘクタール当たり40人以上の居住人口が基準となりますので、基本的には市街化区域の拡大はできないこととなります。この点をどうするかが作業中であります都市計画見直しの最大の重要な課題の1つでもあります。

なお、市街化調整区域にあっても農林漁業関係や5ヘクタール以上の大規模開発行為等により宅地化が可能であることを申し添えます。

以上で菅原 勉議員の一般質問答弁を終わります。

○議長（赤平末次郎） 6番菅原 勉議員。

○6番（菅原 勉） ただいま市長さんから説明いただき、大変ありがとうございました。

何点かについて質問と提案をさせていただきたいと思います。

要点を話していきたいと思います。

はじめに、活力ある農業施策についてでございますが、先ほどにもありましたが、全市についてはちょっとよくわからないので、昭和地区を主体にして考えた場合に、昭和町区域の米出荷量約7万俵、それに合わせた場合、48.何%というのは、例えば1等米と3等米とした場合は2,000円の差であります。大体7,000万円ぐらいの減収になると、端的にですね。飯田川等も類すると思います。そういう意味では、この航空防除も併せて大変な打撃になっております。まして、併せて米の販売価格の下落と、こういうのが年々続いておるわけでございます。これらを踏まえ、もっとやはり担い手中心、または品目横断等ありますけれども、かつては花もかなりの華やかな部分もありましたけれども、現在はもうほとんど、シクラメンとかいろんなものもかなりの値段が低下してきていると、こういう現状でございます。農業は本当に、先ほど阿部議員もありましたけれども、地域とともに生きていくために大切な産業でございます。これらをやはり経済最優先の時代となってしまっているというのが実体でございます。そういう意味では人間が人間でなくなっている。金が最優先と。今、一連の国を騒がせている建造物の、構造物の問題ばかりでございます。あれも一端であります。そういう意味では、私はもっともこの自然との触れ合う農業そのものを主体として、我が地域は、東北は生

きていかなきゃならない、これをまず考えるべきじゃないかなと、このように思います。そういう意味で、来年の過剰米は約40万トンと予測されて、26万トンが生産目標が減じられると、こういうことでございますけれども、私は1つの案としてですね、米の需要拡大のために、現在本市においては学校給食がなされております。非常に小さいことかもしれませんが、学校は小学校が7校、中学校が3校、計10校、それに天王幼稚園、出戸幼稚園、2園。米の消費はですね、週3回として3万1,980キロ、1日当たり213キロでございます。これを私案として4回にした場合、150日が200日になります。すると、年間で10トン、消費が拡大するわけでありまして。これがこの潟上市だけで10トンでございます。全県であればどのくらいの数になるのか。このように、一つ一つ農業は積み上げでございます。すぐに大量に、株価みたいに売った買った、お金が入ってくるものではありません。そういう意味では、行政面から小さい一つ一つを積み上げることが大事だと、このように私は考えて提案をさせていただきました。

また、実は保育所ではご飯だけ持ってきます。給食は、おかず等は保育園で作ってられています。こういう方法も今後の一つとして、経費の削減やいろんなものを考えの一つとして取り入れてはどうかと、このように考えております。

それから、防除のことでございますが、現在、今までほとんどトリモゾールというそういう薬をずっと長年使ってきたと。これも大型ヘリコプターで上から撒いてきたと。もう1つは、天王・昭和地区は果樹園もあります。そういう意味では、使用される範囲が限定されているのも事実でございます。最近、ミニヘリコプター、無人ヘリも使われてきておりますけれども、これからは先ほどの大幅なそういう減収をまねかないためにも、大型ヘリコプターから小型ヘリにして、広範囲に散布するのではなくて、その必要部分だけを散布する無人ヘリの導入を積極的にやはり考えて、それを行政支援していく、こういうのも一つはどうかと、このように提案したいと思っております。そうすると、果樹園のすぐ近くまで散布できると。私の知っている範囲内では、白州野の周辺でございますが、全量何百というものが全部返品されたと。カメムシのためですね、こういうのが実態出てきております。または方法としては、黄色米、それから傷のついた米を旋盤する機械もございます。それらの導入についての補助をします。こういうこともいろいろ考えることができるんじゃないかと。これはすべて市民に、生きる喜び、活力ある農業のための一つの行政施策の支援の1つじゃないかなと、こう思って提案した次第でございます。

それから、来年度、先ほど市長さんからありました薬の量、天王地区では2回の防除、昭和・飯田川は3回実施しておりますが、これを2回にしようと、こういう方向にあるようでございますけれども、これらの薬とともに虫もどんどん成長しておりますので、新しい薬を使って、やはり効果的な方法をぜひとも対応していただきたい、このように考えます。

2番めにつきましては、交換会についてお伺いします。

合併後の3庁舎間の職員の士気をどのように高めて、そして成功させていくかと。皆さんも現場に行ってみてもおられるかもしれませんが、あそこに行ったらこんなことがありました。庁内に入ってみたら、モットー等が書かれてありました。中には収入役室、例えばですね収入役室には「笑顔での対応を心がけよ」と、市民課にあっては「笑顔・親切・迅速」と、観光課にあっては「創意工夫で効果倍増」と、これらの標語を書いて後ろに張ってありました。そうやってやはり職員の士気を高める、そして非常に窓口等の女性も感じの明るい方で2人おりました。それらを参考にして、ぜひともこれらを士気を高めていただきたい、このように考えます。

それから、併せて先ほど本市の若者の雇用拡大のために何とかつなげていけないかと、こういうことでございますけれども、例えば若者のボランティアによる出展、出展会社、または業者への協力、会場の清掃ボランティア、交通整理、夜台・売店への出展コーナーの提供等のいろんなことが考えられるのではないかなと。これはなぜかという、若者に仕事、職業についての理解、また、就職先の選ぶヒント等があそこの中に潜っていると、このように考えております。やがては当市への企業進出につながれば幸いと、このように考える視点でございます。

もう1つは、石川翁との深い関係、石川翁は全国を指導にまわられたわけでありましてけれども、一例を申し上げますと、宮崎県の都城、山田町もございます。あそこには胸像、石川翁の胸像も設置されております。そういう意味では、種苗交換会そのものを秋田県内だけでなく、既に全国発信して新しい感覚をやはりやっていくべきでないかと。そういう意味では、それらに石川翁の足跡のあるところに何か所か選んで、試験的に案内状とかそういうものを提案してはどうかと、このように感じます。ぜひそういうことも併せてお願いしたいと思っております。

次にカードの件でございます。これでございます。過日、病院に行ってちょっと確認しました。非常になくする方も多いと。非常に便利そうでありますけれども、なくなる

人も多いと、こういうことをございます。そういう意味では、やはり先ほどの提案したことをぜひひとつ確認、検討いただきたいと、このように思います。

それから、できればこの字をもうちょっと大きく、特に年々年がいつてくるわけで、目も遠くなつてきますので、できればこの倍とは言わなくても1.5倍とか、そういう文字に何とかできないものかと、こういうことをございます。

最後でございますが、除雪でございますが、防災上の観点から、雪の状態等によっては除排雪デーを設けて実施してはどうかと、これを提案していきたいと思ひます。そしてやはり全市民参加型の防災訓練ではないけれども、除排雪デーを設けてやつていくことによつて、少しでも経費の節減と市民の防災、またはそういう除雪に関する意識の高揚につながれば幸ひに感じます。

以上です。宜しくお願ひします。

○議長（赤平末次郎） 当局の答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 6番菅原議員の再質問にお答ひします。

まず1つめの、いわゆる学校給食との米の導入については、これまでも再三ご意見・提言があり、実施しているところは実施している。湯上市には小・中学校、幼稚園、保育所、20施設でありますので、これらについても、これからも鋭意検討していくということをございます。

それからへりの件で、大型・無人へりということと、それから薬、それからその回期、何回にするかということも防除検討委員会という協議会がありますので、その中でよくもんでいただくということにします。

それと交換会の鹿角市の各課のモットーでございますが、これは当然でございまして、これからも参考にしていきたいと。

同時にボランティア、あるいは石川翁の件のご提言についても検討してまいりたいと、こう考えております。

それとカードの件は、承知致しました。

それから、5番めの除排雪の設定日というご提言でございますが、このあと、今後の除排雪の状況等を見ながら考えていきたいと思ひています。

以上です。

○議長（赤平末次郎） 再々質問ございませぬか。

○6番（菅原 勉） ありませぬ。

○議長（赤平末次郎） これをもって6番菅原 勉議員の質問を終わります。

昼食のため、午後1時まで休憩致します。

午前11時42分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（赤平末次郎） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

◇7番吉田義雄議員の発言を許可します。7番吉田議員。

○7番（吉田義雄） ただいまより、通告により一般質問を行います。

はじめに、種苗交換会の見直しについて質問致します。

世界貿易機関（WTO）新多角的貿易交渉が進む中で、国内農業は新たな食料・農業・農村基本計画が平成19年度から、新しい時代の農業の方向が決められる中で第129回の秋田県種苗交換会が来年11月に当市において開かれることは、農業県の位置づけと潟上市の農業振興にも大きな意義があります。特に談話会は、毎年、営農と生活をテーマに交換会の中心行事として続いてきましたが、その場限りの討議に終わるきらいが多く、県の農業振興に役立っていない面が見られます。談話会は、県内の体験豊かな農家と指導者が、これからの農業のあり方について意見を交換し、農業の真の姿を発見する上で欠かせない行事だと思えます。ところが一般の参加者は少なく、せっかくの趣旨が活かされておられません。会期中、全県の農協組合長、営農指導員、生活指導員、農業改良普及員などが出席し、談話会員と一体で話し合い、これからの農業と生活のあり方を掘り出していく必要があります。

また、談話会の会場のセッティングにも一工夫し、一般の人が自由に参加できるように配慮することが大切です。談話会で取りまとめた結果では、地域の農業にどのように反映させるかを、できるだけ早い機会に県農協中央会と行政、農協が一緒になり検討していくことも課題です。

農業を巡る情勢が一段と厳しくなる中で、農民と農協に課せられた道は何かを、自らの手で切り拓いていかねばならないときに、交換会を単なる祭典の場所としてのみ考えていくことは再考しなければなりません。今こそ伝統ある交換会の趣旨を再認識し、討議の中から秋田県農業の進む道を求め、農協組織の機能分担をはっきりさせ、新しい時代の農業の問題解決に向けて努力することが急務です。何をやってもだめだとあきらめる前に、農業の限らない前進を談話会の中から発見する努力が、農協並びに地域農業の

運命を決めることとなります。

稲作りの前途が暗いため、複合部門で農業所得の向上を目標に取り組んでいる農家が増える一方で産地間競争が日増しに厳しく、生産者の中には経営努力は限界だと感じ脱落する農家も多くなっています。

これを打開するため、交換会の農産物の出品を幅広く啓発し、出品規格を市場・小売の共販規格に改めることも流通合理化を進めることに役立つのではないのでしょうか。さらに、各作物の栽培方法と産地紹介を兼ね、各農協の営農生活指導員などが説明にあたり、流通の実態などについて消費者及び参観者の理解を深めることも一つの方策だと思います。

農産物展示は、出品物に優劣をつけるだけでは交換会の本当の趣旨が活かされません。消費者コーナーを設け、農畜産物の試食宣伝、生産者と消費者の語る会など併せて行うなど、企画のあり方も再検討を必要とするときです。

毎年感じることながら協賛行事だけが先走り、交換会の本当の姿が年々消されていくのは寂しいことです。農家の参観者は、自分の営農に取り入れる基本姿勢を再検討し、消費者は農業の立場に理解を深めるべきではないのでしょうか。交換会期間中、広く全県農業委員大会、農業共済組合大会、土地改良大会などに農協大会、農協青年部の大会、農協婦人部の大会も重ねて開き、集大成として秋田県農業総決起大会を開き、当面する日本農業の課題と農協の対策を話し合いすることが急務です。この課題と対策は、地域からの農業の再編を目標にしている交換会を機会に「農業は誰のためにあるのか」「農協は何のために組織されているのか」一人ひとりが農業実践者として地に足をつけ、自ら考え、他に支配されない自立の道を歩むため、交換会の招致にあたり市民ぐるみで考え、もう一度農業とは何かを追求するときではないのでしょうか。企画にあたり、県農協中央会と協議する前に、潟上市の考えを十分反映することが大切です。秋田県種苗交換会の招致にあたり、石川市長の具体的な考え方をお聞かせ願います。

2番目に、平成19年産以降の米政策のあり方について質問を致します。

米政策改革の19年産以降の需給調整については、市の協議会を中心に、農協及び農業以外の生産調整方針作成者の参画のもと、今後とも実効ある需給調整や産地づくりの一掃の推進を一体となって進めることが急務であります。体制はどうなっているのでしょうか。さらに、19年産以降の米政策の支援対策は、今後の需給状況を踏まえ、水田の有効活用に資する産地づくり対策は維持・強化するとともに、水田における大豆等の

一掃の推進と充実強化が必要とされ、現行の稲作所得基盤確保対策の有する需給調整に係る機能については、計画生産の実施者メリットとして引き続き維持強化し、産地づくり対策と一体的な活用を図る仕組みをどのように指導していくのでしょうか。このことについて各農家も非常に関心が高まっております。1つの集落や複数の集落が一緒になって地域農業の継続と担い手となる組織をつくるのが大切だと思います。集落ぐるみの組織や大規模農家を核にした組織で集落の農業を、楽しくはつらつとして継続することで集落全体が明るくなるのが期待できます。集落型経営体作りは、米政策にある担い手経営安定対策や利用集積事業なども活用できることから、取り組みには好機です。集落の営農を取りまとめることは、さまざまな集落の習慣や集落資源を調整することとともに深くかかわりを持ちますので、農家・住民との多くの話し合いを進めていくことを望みます。

については、石川市長の行政報告にもありましたが、地元農協、集荷業者と協調しながら農業者への周知徹底を図るため、説明会等を開催し、理解を求めるということですが、今後の取り組みについて次のこととお伺いします。

集落営農の組織化を進めるにあたり、高齢化、分散ほ場、高いコスト、担い手の確保、農地の集積、共同利用など集落の抱える問題の解決に向けて、どう対処するのでしょうか。

その2として、集落営農の形態は機械施設の共同利用型、集团的・団地的土地利用型、集落型経営体・集落型経営体の法人タイプの4つが考えられるが、これらの4つの形態の中で、どう潟上としては取り組んでいくのでしょうか。

農家が最も心配しているのはWTO農業交渉の結果です。米をはじめ大量の農産物が安い価格で流入すれば、とても太刀打ちできることではないと心配している農家が増えています。新しい農業政策との関連と農業交渉が、農業振興策も国民から乖離している感が否めないと思います。農業を守ろうとするのであれば、関係者だけでなく地域、県をあげて農業振興に取り組むことが急務ですが、これらのことにどう対処するのでしょうか。

最後に、3つめの年1回の血液検査について、質問並びに要望を致します。

ご承知のとおり急性白血病のため死亡した歌手の本田美奈子さんは38歳でした。もっと早く血液検査をしておれば死の道を歩まなくてもよかったとファンから惜しまれています。

白血病は、私から申し上げるまでもなく血液細胞のがんで、基本的には高齢の人に多いのですが、若くても発病することが多々あります。全国のがん研究会によると、昨年、全国で15歳から44歳までの死者総数3万2,769人の死因の内訳を見ると、がんはトップの自殺に次ぎ約20%を占めております。若年層がんの男女別・年齢別のがんの発生状況は、男性は35歳から44歳まで6,803人、25歳から34歳まで2,369人、15歳から24歳まで1,555人で、女性は35歳から44歳まで1万3,595人、25歳から34歳まで5,053人、15歳から24歳まで1,075人で、男性は胃腸・大腸がんが主なもので、女性は乳房・子宮がんが多くなっております。

白血病については、一般の患者向けに最初、治療などの情報提供を行っているNPO法人「血液情報広場」では、大人では急性骨髄性白血病が多く、がん細胞のタイプによって化学療法で治るものが25%とされています。

早期発見でがんは治ると言われますが、がんの発生を未然に防ぐため、20歳代から市民に年1回は血液検査を受け入れる体制が必要と考えられますが、潟上市においてはどうか対応するのでしょうか、石川市長の考えをお伺いします。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（赤平末次郎） 当局の答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 7番吉田議員の一般質問に答弁を致します。

まず、種苗交換会の見直しについてでございます。

行政報告でも述べましたが、潟上市にとりまして来年は、種苗交換会開催という記念すべき年となります。WTOにおける確固たる交渉の条件整備とする平成19年度よりスタートする品目横断的経営安定対策の実施は、否応なく世界の中での日本農業のあり方を、農業者一人ひとりが直接問われているといった状況にあります。

このような厳しい農業情勢の中で開催される種苗交換会を、これまで以上に実りのあるものにすることは、秋田県農業、ひいては本市にとりましても有為なものと認識しております。その意味で吉田議員が取り上げている談話会につきましては、生産者、JA、行政の出席者が時々の農政課題をメインテーマに議論し、今後の農業に指標を与えるものでありますが、ご指摘のとおり鹿角市で開催されたこのたびの談話会では、農協をはじめとする関係各機関はもとより、農業者などの公聴はきわめて少なく、私自身も来年の交換会開催にあたっては、談話会場の配置や農業を主導とする関係機関をはじめとする農業者や消費者など、あらゆる方々からご参加をいただき、安全安心な食と農による、

よく理解を深める場にしなければならないと強く感じております。その結果を貴重な情報として提供することは当然であり、このことを踏まえ、今後設立を目指す協賛会の立場からも談話会の主催者である秋田県農業協同組合中央会に申し入れをしてまいりたいと存じております。

また、交換会の開催にあたっては、中心となりますのが農産物展示であります。この出品について、これまでの企画から市場・小売の共販企画に改めてはどうかということでございますが、審査は公平性を図ることからも、全農県本部が示す「出荷企画書」に基づいて出品いただき、一定の基準によって審査する手順と聞いております。

いずれにしても厳正な審査に関することでもありますから、吉田議員の趣旨を伝えながら中央会と協議致したいと存じます。

また、農産物等に対する消費者及び参観者への理解を深めることは、主催者並びに協賛会にとりましても開催目的の1つでありますので、ご提案を含め、あらゆる方策を企画検討させていただきます。

交換会期間中の協賛団体による各大会のほか、農協傘下の構成組織等、みずからの話し合いが急務とされておりますことについては、農協改革が話題となる時代でありますので、それこそ関係者自らが今後考えるべきことと理解しております。「市民総ぐるみの交換会」の開催は、私も標榜を致しておるところであり、また、ご質問の表題にもありますように種苗交換会自体が1つの転換期を迎えていると思っております。今後は、全市をあげて取り組むべき大命題として、市議会をはじめ農業関係、農業団体や中央会とよく協議を致し、進めてまいりたいと存じます。

2つめの平成19年度以降の米政策のあり方について申し上げます。

米政策改革における19年度以降の需給調整などの体制につきましては、ご承知のとおり平成14年12月と平成22年度を目標とする米政策改革大綱が決定され、米を取り巻く環境の変化に対応して、消費者重視・市場重視の考えに立った需要に即した米づくりの推進を通じ、水田農業経営の安定と発展を図ることとしております。

こうした中、平成19年産から水田においても米も含めた「品目横断的経営安定対策」が導入されることを踏まえ、平成16年度から18年度までの3か年の対策として現在講じている産地づくり対策、稲作取得基盤確保対策、担い手経営安定対策及び集荷円滑化対策については、品目横断的経営安定対策との整合性を図りつつ所要の見直しを行うこととし、中でも米の需給調整については、平成19年産から農業者・農業者団体の主体的な

需給調整システムへ移行することを目指しております。

前述の各対策等を活用しながら、国・都道府県などから提供される需給に関する情報や市場のシグナルをもとに、当面はみずからの販売戦略に即して生産を実行していくシステムになろうかと思えます。

なお、平成18年度には移行への条件整備等の状況を検証することになりますので、市としても引き続き担い手の確保を図りつつ、生産現場での推進に努めてまいりたいと存じます。

次に、現行の担い手経営安定対策並びに稲作所得基盤確保対策については、ご承知のとおり品目横断的経営安定対策に移行することになり、4ヘクタール以上の認定農業者や20ヘクタール以上の集落営農等が対象となります。この対策の対象とならない生産調整実施者については、稲作所得基盤確保対策の需要に応じた米の生産を支援するため、当面の措置として、新たな産地づくり対策のメニューとして担い手以外の農業者に対して米の価格下落等に応じた処置が一体化して実施されますので、宜しくご理解をいただきたいと思えます。

なお、この質問の最後の方に、質問趣意書にはなかったんですが、4つの経営体のどれを採用するのかのご質問がありましたが、このあと部局でよく詰めなければならないと思っているので、ご理解を得たいと思えます。

3つめの20歳代の年1回の血液検査についてお答えを申し上げます。

17番吉田議員がおっしゃるとおり、白血病には急性白血病と慢性白血病に分類されます。さらに急性白血病は、急性骨髄性白血病と急性リンパ性白血病に分かれます。

白血病検査は、血液検査だけではなく、ポジトロCT、あるいはMR、CTによる検査での白血病の早期発見につながると言われております。

潟上市では現在、妊婦検査で慢性白血病検査として成人T細胞性白血病ウィルス検査を実施しております。

また、集団早期基本健診では血液検査も行っており、赤血球数、白血球数、ヘモグロビン数値等で異常がある場合は、「要精密検査」と通知して指導しております。

ご質問の20代からの血液検査については、潟上市としては現在、希望があれば20代からも基本健診（血液検査）を受診しているところであり、今後さらに広報等でPRしたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（赤平末次郎） 再質問ございませんか。

○7番（吉田義雄） ありません。

○議長（赤平末次郎） これをもって7番吉田義雄議員の質問を終わります。

◇次に、27番菅原久和議員の発言を許可します。27番菅原久和議員。

○27番（菅原久和） 27番菅原久和です。宜しくお願ひ致します。

次の2項目について一般質問を致しますので、宜しくお願ひします。

質問事項の1項目めとして、昭和新関の湖南交流センターに保存している旧昭和町が生んだ大先覚者「菅原源八翁」に関連する数多くの遺品管理についてであります。

菅原源八翁は、東の石川理紀之助翁、西の菅原源八翁と並び称された旧昭和町の偉人の双璧であります。この源八翁の数々の著作、遺品類は、昭和町の文化財として湖南交流センターの一角に「菅原源八翁遺品展示室」を設け、平成8年以来、旧昭和町が個人所有のものをお預かりし、管理しているものです。

この湖南交流センターには、展示室のほか各種スポーツに対するホール、60畳の和室、調理実習室、新関ささらの用具などの保管室、テーブル・椅子の保管倉庫が併設されております。従来はこの施設の円滑運営を図るために常勤の管理人を1人置いておりましたが、昨今の経済情勢により、現在は管理人不在の状態であります。

施設管理については、町内会の役員などでほとんどの管理をすることができますが、展示品の管理は誰でもというわけにはいきません。

また、せっかく来館者が施設見学に来ても展示室には施錠をされているため見学できない状態です。

施設は数年前、凍結事故により館内全体が水浸しとなり、著作物、展示品の一部を除いてかろうじて難を逃れたものの、それ以降、空調施設の電気配線は切断したまま現在に至っております。施設は築10年を過ぎ、床は腐敗が進み、約10坪ほどは床板を張り替えましたが、現在、その周辺に腐敗が広がりつつあります。また、最近になって展示室に大量の虫の死骸やショーケース内部にかびを見つけ、そのあとも掃除の都度、大量の死骸を目にするに至って、今後の源八翁の遺品管理に不安を抱いたものであります。

また、この湖南交流センターは、多目的施設として地域の住民に広く利用されておりますが、寒冷期は火気の使用は必然となります。さらに夜間となれば、災害などに対しては、まったく無防備な状態となります。

源八翁の遺品、先ほど申し上げましたが、文化財として旧昭和町が個人所有のものを

お預かりしているものです。この文化財が損傷するようなことがあれば、本市の文化にとって大変な損失になるばかりでなく、これまで多大な資金と労力を費やした関係者の方々や資料を貸与して下さっている方々に対して、甚だずさんな管理の責めを負うことになると思います。

そこで、この保管管理について2つの方法を提案し、ご検討をいただきたいと思いません。

その1つめの案は、現在の湖南交流センター展示室で引き続き保管管理をする方法です。この場合、文化財保護の専門家を交えて根本的に改装または改築し、防虫・防火など保管管理の万全を期すということです。ただ、これにはかなりの財政的な負担が出てくるかと思われます。

その2つめの案は、現在、源八翁顕彰会内部でも論議されているところですが、潟上市豊川山田にある「郷土文化保存伝習館」に移管管理するという方法です。郷土文化保存伝習館には、防火・防塵・防犯など多岐にわたり設備が整った非常に保存に適した施設であります。伝習館は、現在、石川理紀之助翁関連文化財が保管管理されておりますが、収容能力にはまだ十分余裕があるものと思われます。

以上、2つの案を出してみました。費用的にも、また、今後の保管の安全性を考えると、ぜひ2つめの案を関係各位の皆様で前向きに検討いただきたいと思いません。

質問事項の2項めとして、介護保険制度についてであります。

その1つめとして、今年10月1日から介護保険制度の改正に伴い、特養ホームなどの介護保険3施設の入所者が、従来、介護保険から給付されていた食事費や居住費を実費で負担することになりました。これは在宅介護サービスを受けている方との負担の公平性を図るための改正ですが、これは同時に施設入所者の負担を増やすことで、介護保険の給付抑制を図ったものと思われます。

介護保険制度の目的は、「できるだけ住み慣れた自宅での生活をサポートすること」で、いわゆる在宅介護の普及にあるわけですが、その目的とは裏腹に、制度が始まって以来、特養ホームへの入所を希望する人は増加しており、その入所希望待機者が、当市においては3施設で約350人いるようです。介護保険施設の増設は、介護保険財政の圧迫につながりますが、今後の待機者への対応についてお聞かせください。

その2つめとして、平成17年3月末日現在、要介護認定者は1,450人で、そのうち介護サービスを利用している方は1,065人でしたが、9月末では要介護・要支援認定者は

1,510人、うち在宅及び施設サービス利用者は1,143人と増加しており、介護サービスの浸透ぶりが伺えます。

現在、要支援から要介護度5度までの方々が介護区分内で必要な介護サービスを受けておりますが、平成19年4月からは、要支援と要介護度1の方々は介護予防、いわゆる新予防給付の方へ移行すると伺いました。介護予防へ移行した方々には、どのようなサービスを受けられるのか。また、今問題になっている引きこもり老人や認知症老人に対する理解と予防について、当市の今後の取り組みをお聞かせください。

その3つめとして、介護予防対策と深くかかわりのある包括支援センターの方向性についてお聞かせください。

包括支援センターは、人口約3万人に対して1か所の配置、有資格者3名の配置、業務内容は、要支援と要介護度1の訪問調査やケアプラン作成、各種相談などと伺っておりますが、いかがでしょうか。

高齢化社会に向かってますます需要が高まってくる老人保健行政については、市民の期待が特に高く、費用負担を押さえながら福祉サービスの充実を図る方策を打ち出していきたいと思っております。

以上、宜しくご答弁お願いしたいと思います。

質問を終わります。

○議長（赤平末次郎） 当局より答弁を求めます。小林教育長。

○教育長（小林 洋） 菅原久和議員の1つめの菅原源八翁の遺品管理について、担当部局としてお答えしたいというふうに思っております。

菅原源八翁は、幕末から明治にかけて新関村、現在の昭和町の新関であります。肝煎、いわゆる村長を務め、特に天保の飢饉のときは私財をなげうって農民を救済し、名刺帯刀を許され、また、独学で医学、華道、俳句等を身につけて多くの人々から親われ尊敬された人物であります。まさしく我が潟上市の先覚者であります。

源八翁の遺品の一つであります随筆48冊は、市の指定有形文化財となっており、他の遺品と湖南交流センターの展示室に展示しております。この湖南交流センターは、平成8年度に地域交流の場としての機能を中心に計画された施設であります。地域の先覚者である源八翁の遺品の保存と展示をも付設したものであります。

そこで今後、貴重な源八翁の遺品を保存し、併せて源八翁の人物をいかに後世に伝えていくかは、我々に課せられた責任であると考えます。郷土の貴重な文化財の保存には、

今後でき得る限り各方面と相談、検討しながら進めてまいりたいと考えております。

菅原議員の2つのご提案については、行政として十分に検討してまいりますが、菅原源八翁を顕彰する「菅原源八翁顕彰会」の会員や、その他地域の方々のご意見などを集約しなければなりません。

今後、関係者及び関係機関において十分調査検討を重ねていただき、その結果を踏まえて対処してまいりたいと考えております。

宜しくお願い致します。

○議長（赤平末次郎） 石川市長。

○市長（石川光男） 27番菅原久和議員の2点めと3点めの一般質問に答弁を致します。

2点めの介護保険制度についてお答えを致します。

介護保険制度は、平成12年度に加齢に伴う疾病から自立した生活が営むことができるよう、国民の協同と連帯の理念に基づき発足致しました。既に6年を経過致しましたが、介護認定者の増加とともに施設への入所希望者が増えており、待機者がいることは菅原議員が質問したとおりであります。

介護保険施設の増床は、待機者対策にはなりますが、被保険者の介護保険料に与える影響も十分に考慮し、均衡のとれた形で基盤整備を進めていかなければならないと考えております。

今回の改正に伴い、現行の要支援と要介護1の一部の方々に、生活機能の維持向上のために、新たに通所介護などに筋力向上、栄養改善、口腔機能向上などが組み込まれました。

ご提案の引きこもり老人や認知症老人に対する理解と予防につきましては、介護予防・地域支え合いサービスとして、外出支援、緊急通報サービス、転倒予防教室、痴呆予防、閉じこもり防止、食生活・生活習慣改善事業など、また、老人保健サービスとして健康教育、保健師の家庭訪問指導、栄養改善教室、今年度実施中で好評であります「一地区一学習」などの保健師、栄養士、医師、健康運動指導士など関係者と連携をとりながら、きめ細やかに各種サービスを実施しております。

また、地域包括支援センターについてであります。このセンターは、地域住民すべての心身の健康維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のための援助・支援を包括的に担う市の中核機関として設置されます。

運営主体は、市町村または運営を委託された法人で、カバーするエリアは生活圏域を

踏まえた人口2万～3万人に1か所が目安とされていることから、潟上市には1か所設置したいと考えております。スタッフは、保健師または経験のある看護師、主任ケアマネージャー、社会福祉士であります。資格者の確保については検討を要するものもございませぬ。

運営にあたり運営協議会を設置して、センターが円滑にその役割を果たしていけるよう、市が事務局となって介護サービス事業所、地域医師会、介護支援専門員、権利擁護・支援団体関係者などによって構成されます。

設置は、市機関型在宅介護支援センターを活用して、現認定審査会の準備状況を踏まえ、早期に実施を検討してまいります。

高齢化社会に向かっています。需要が高まってくる老人保健行政について、市民の期待が高く、費用負担を抑えながら福祉サービスの充実を図る方策の提言については、菅原議員と同感であり、福祉健康対策は市の最重点施策の一つとして推進してまいります。

なお、公募委員を含む委員12名で構成する「潟上市介護保険事業計画策定委員会」において、今後の介護保険法の改正を含め、高齢者に対する福祉サービス・保健医療サービスとして一体的に調査検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、1点めの源八翁のことについては、教育長が答弁致しましたが、文化財が損傷することがあれば本市の文化にとって大変な損失になることは私も承知しております。そこで2つの提案がありますが、まだ私段階としては詰めておりませんが、2つの提案のうち菅原議員は2点めがベターではないかと、こういう質問でありますので、今後とも、これは相手もあることありますので、教育長も答えましたが、より良いこの東西の横綱の遺訓を、遺品をどのように保管していくかということについては、今後とも真剣に考えていきたいと、こう思っています。

以上です。

○議長（赤平末次郎） 再質問ございませんか。27番菅原議員。

○27番（菅原久和） 再質問というわけではございませんけれども、あくまでも個人所有のものを預かっているという立場から、やはり防虫、それから防火などの保管管理については、やはり万全を期していかなければならないと思いますので、何かあってからでは遅いと思います。ぜひ早急にですね、対応をひとつお願いして終わりたいと思います。

○議長（赤平末次郎） 答弁必要ですか。

○ 27 番（菅原久和） いりません。

○ 議長（赤平末次郎） 以上をもちまして27番菅原久和議員の質問を終わります。

これをもちまして、本日の日程は、すべて終了致しました。よって、本日はこれにて散会致します。

なお、明日 9 日午前10時より本会議を再開しますので、ご参集をお願い致します。

誠にご苦労さまでした。

午後 1 時 4 1 分 散会

